

飯館村農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 飯 館 村

事 業 名 : 農 業 集 落 排 水 事 業

策 定 日 : 令 和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令 和 3 年 度 ~ 令 和 12 年 度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年11月24日	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	9.6人/ha (処理人口、1,480人、処理区域面積 153ha)	流域下水道等への 接続の有無	なし
処理区数	2処理区(草野地区、飯樋地区)		
処理場数	2処理場(各処理区ごと)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	当村は、近隣市町村とは地理的に遠隔地であること、村内処理区も地理的に離れていて地形的な制約もあることから、現状の区域内処理を原則として広域化・共同化は困難であると思われる。 農業集落排水事業区域以外は、合併処理浄化槽で整備する方針である。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金(基本水量10m ³):1月あたり2,500円(税別) 従量料金:1m ³ あたり150円(税別)				
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の 概要・考え方	同上				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	4,720 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	0 円
	平成30年度	4,200 円		平成30年度	0 円
	令和元年度	4,400 円		令和元年度	9,400 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	令和2年度体制 建設課(全23名)にて、上下水道(簡易水道、給水施設、集落排水)、住宅、村道、農林道、河川管理、道路維持管理棟を担っている。 このうち上下水道関係は、建設管理係(8名)で係長1名を含め全4名が担当しており、このうち1名が簡易水道と兼任で農業集落排水を担当している。 以下の業務については業務委託をしている。 ・処理場維持管理業務 ・汚泥処理業務 ・自家用電気工作物保守業務 ・消防設備保守点検業務
事業運営組織	同上

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	農業集落排水処理施設と汚水中継ポンプ施設の維持管理業務、機械設備保守点検業務、電気設備保守点検業務を土地連および民間業者に委託している。
	イ 指定管理者制度	業務に対応できる事業者が近隣には不在のため指定管理者制度は導入していない。
	ウ PPP・PFI	本村は小規模施設であり民間による投資効果が薄いため、PPP・PFIは困難であると思われる。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	小規模施設のためエネルギー利用に伴う費用対効果は少ないものと思われ、行っていない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	本村が立地する現場環境から需要が見込めないことから、未利用土地・施設の活用等は行っていない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和2年度に策定・公表した令和元年度決算「経営分析表」を添付。

2. 将来の事業環境

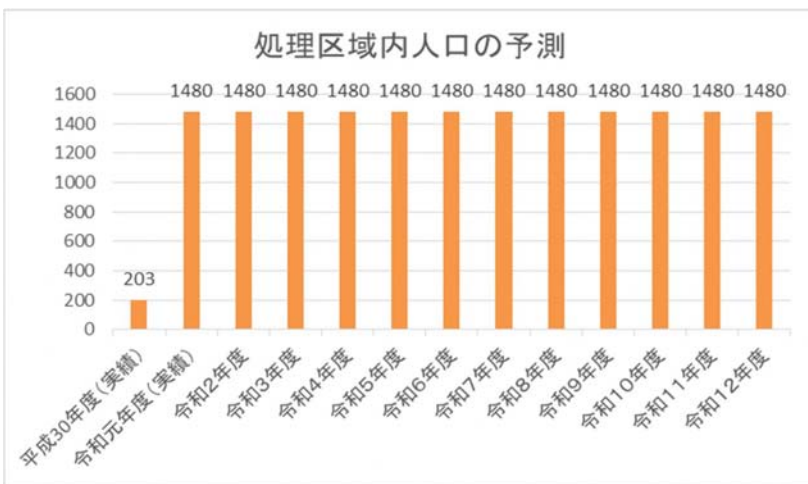
(1) 処理区域内人口の予測

東日本大震災原発事故による避難指示が平成29年3月31日に解除され、徐々に住民の帰還が進んでいるが、令和元年度末においても住民基本台帳人口(5,394人、2,278世帯)と村内居住者(1,452人、734世帯)とで大きな乖離が生じている。

村は施策として、避難住民の帰還、及び新住民の移住定住や企業誘致を促進しているところであり、令和元年度以降の人口は、帰村者や移住定住者により漸増傾向(令和2年11月1日現在の村内居住者 1,485人)を示している。

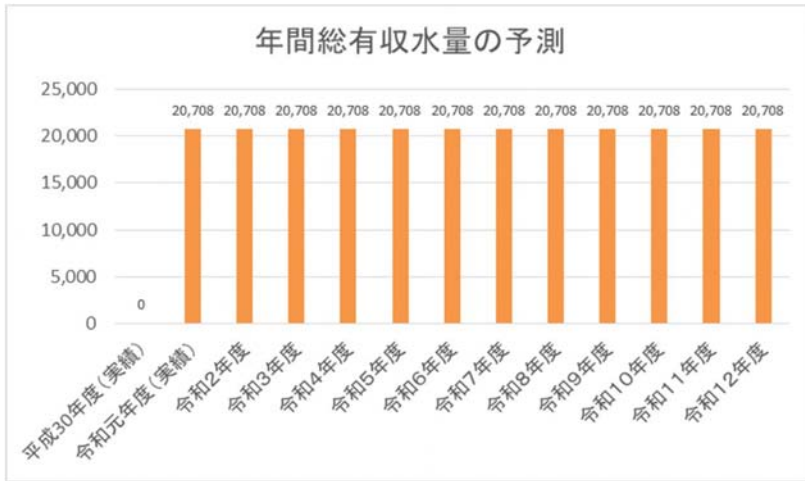
このため、令和2年12月から開催中の農業集落排水事業運営審議会では、村内居人口及び農業集落排水処理人口は、10年程度の中期間に亘っては令和元年度時点現状を維持するものとしている。

このため、経営戦略においても農業集落排水処理人口の予測は、令和元年度と同水準を令和2年度以降も維持するものとして算出した。



(2) 有収水量の予測

東日本大震災以後、原発事故による避難指示により平成30年度末までは一般利用者の使用料を免除しており、平成31年4月1日より一般利用者の使用料の徴収を再開した。
今後の農業集落排水の汚水処理量については、(1)の処理人口予測に比例するものとし、年間の汚水処理に伴う有収水量は、処理人口と同様に令和元年度の実績有収水量と同水準で推移するものとして算出した。



(3) 使用料収入の見直し

現状においても、事業の健全な運営のために料金改定が必要であるが、住民の帰還と移住定住の促進のためには慎重を要する。従って、今回の経営戦略では現状料金体系を維持するものとする。ただし、現在開催中の農業集落排水事業運営審議会の令和3年度中の答申を踏まえて、令和4年度に必要な応じた使用料金の見直しを行うものとする。

料金収入の予測は、前記(1)(2)より処理人口、及び有収水量は令和元年度の水準を維持するものとして、過年度の実績値より求めた令和3年度当初予算の料金収入が以降も維持するものとした。

このため、今後も当面の間は収支不足分を一般会計繰入金から補填することは避けられないが、一般会計からの繰入金を極力減らすため、運営審議会の答申結果を踏まえて必要な応じた使用料金の見直しや、確実な使用料収納に努めるものとする。



(4) 施設の見通し

平成10年度に草野地区の事業完了し、平成14年度に飯桶地区の事業が完了し、全体事業が完了した。

平成29年度から30年度にわたり、福島再生加速化交付金事業を活用し水処理機器、脱水施設の更新工事を実施した。これにより、施設の更新工事が完了し、管路についても災害復旧工事が令和3年度までに完了する見込みのため、大規模修繕等は生じない。また、今後新たな施設の新設の予定はない。

(5) 組織の見通し

現在は、農業集落排水について、建設課建設管理係のうち1名の職員が簡易水道と兼務で担当している。

施設の維持管理を民間業者等に一部を委託しているものの、現状でも最低限の人員配置であり、これ以上の人員削減は困難である。よって、現在の人員体制を維持する方向である。

3. 経営の基本方針

以下の点を踏まえた上で施設管理の効率化を図り、必要最低限の維持管理に努める。

○流入水量に見合った汚水・汚泥の適正な運転管理による処理処分を行うと共に、災害時にも継続して安定した運転体制の確立に努める。

○水洗化の促進による生活環境の保全と公共用水域の水質の保全を図る。またこれを維持するため、安定した施設の維持管理に努めると共に、持続可能な農業集落排水を実現するため、低廉で所定の機能を確認した最低限の維持・更新に努める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	当面は、施設の新設・更新等の大規模な支出の計画はなく、既存設備の長寿命化を図りつつ、最低限の維持管理に努める。
---	---	---

平成13年度に建設事業が完了し、平成30年度に水処理機器、汚泥脱水施設の更新が完了し、管路については令和3年度までに災害復旧工事が完了する見込みで、今後新たな施設の新設等大規模な工事の予定は無い。

今後は、年度毎に偏りが生じない無いに計画的に平準化して小規模な修繕工事を行い、施設の延命化を図る。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	使用料収入は、村民の帰還と移住定住の促進を図るため、今回の経営戦略では現行料金体系を維持するものとする。ただし、現在開催されている審議会の答申を踏まえ令和4年度から必要に応じて料金改定を行うものとする。 企業債については、新規借入れは行わず、一般会計繰入金は、収益的収入では基準内額のみとし、収支不足分は資本的収入で基準外繰入を行うものとする。
---	---	---

震災後は、農業集落排水の一般利用者の使用料を免除していたが、平成29年4月の一部地域を除いた避難指示の解除を受け、平成31年4月から一般利用者の料金徴収を再開した。

農業集落排水施設の使用料金は、震災前の世帯人数による定額制から、避難指示に伴う実際の世帯状況との乖離を正すため、成31年4月1日より水道使用量による従量制へ改定した。この際、避難住民の帰還を促進するため、使用料金は従前の料金を維持した額とした。しかし、村民の帰還率は令和2年11月時点で24%程度のため、料金収入は、震災前の40%程度に減少している。

このため、現在は収支の不足分を一般会計繰入金で補うこととなっているが、使用料収入を確保するために未収入金対策に努めるほか、審議会の審議結果を踏まえ必要に応じた料金改定を検討し、基準外繰入の軽減に努めるものとする。

一般会計からの繰入金については、現地方債金の減少に伴い一般会計繰入金の見直しを随時に行うとともに、現在開催中の審議会の審議結果を踏まえ必要に応じて使用料金の見直しや経費削減等を併せ検討するものとする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

震災後の村内居住人口の減少により、震災前に対して令和2年11月の流入水量は31%に、使用料金は40%に減少している。よって、施設管理費は、現状の流入水量に見合った処理能力に見直し済みである。

このため、処理場施設等については、修繕工事や施設更新等による集中的な費用の発生を防止するため、予防的対応により計画的な保守点検整備を実施することで、施設の長寿命化を図り新たな投資を抑制する。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	地理的・地形的条件から区域内処理によるものとし、広域化・共同化は困難であると思われる。
投資の平準化に関する事項	今後、ストックマネジメント計画を検討し、予防的な維持管理を行い、長寿命化と投資の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	本村は、小規模施設であり民間による投資効果が薄いため、民間活力の活用は困難であると思われる。
その他の取組	特になし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成31年4月1日より料金体系を従量制へ改定したが、帰村および移住定住の促進のため従前の料金と同程度とした。令和2年11月段階で帰還率は24%程度と震災前の使用料収入に対し40%程度の収入であり、現状では維持管理費を補えていない。 このため、現在行われている審議会の審議を踏まえながら、必要に応じた料金改定等の検討を行う。
資産活用による収入増加の取組について	特になし。
その他の取組	一般会計からの繰入金は、年度ごとの繰入基準に基づき算出し、今後も引き続き基準外繰入の削減に努める。加えて、収支均衡に向けた財源確保の対策を講じる。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	本村は、小規模施設であり民間による投資効果が薄いため、また、近隣に当該業務に対応できる業者が不在のため、民間活力の活用は困難であると思われる。
職員給与費に関する事項	簡易水道事業と兼務のため、農集排事業では費用負担はなし。今後も、必要最低限の現状体制(1名)を継続する。
動力費に関する事項	日常点検結果の施設運転管理への的確な反映に努めると共に、設備更新の際に運転管理および設備機器の省力化・省資源化を図る。これらを通して、処理能力・処理水質を確保しつつ動力費の抑制削減を目指す。
薬品費に関する事項	日常点検結果の施設運転管理への的確な反映に努めると共に、設備更新の際に運転管理および設備機器の省力化・省資源化を図る。これらを通して、処理能力・処理水質を確保しつつ薬品費の抑制削減を目指す。
修繕費に関する事項	日常の施設点検管理により予防的修繕に努め、小さな修繕については担当職員のスキルアップにより直営対応を目指す。 これらを通して施設の長寿命化を図り、計画的な修繕や更新を行うことで修繕・更新の平準化と費用の削減を図る。
委託費に関する事項	業務の統合の可能性について改めて検討し、費用の低減に努める。
その他の取組	特になし。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	村民の帰還等の見通しが立ちづらい中で、収支不足分は当面は一般会計からの繰入金で補うものとする。しかし、今後、運営審議会の答申、及び公営企業会計移行時に再度経営戦略の検証を行うものとする。また、5年ごとに実際の状況と比較して内容を検証すると共に、住民の帰還や企業誘致の状況を踏まえて必要に応じて更新するなど戦略の見直しを行うものとする。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見)	本年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収益的収入	1 総 収 益 (A)	308,851	13,764	26,560	25,957	25,217	24,030	23,285	22,605	22,414	9,104	8,929	8,880
	(1) 営 業 収 益 (B)	8,442	8,594	8,843	8,843	8,843	8,843	8,843	8,843	8,843	8,843	8,843	8,843
	ア 料 金 収 入	10,206	8,594	8,843	8,843	8,843	8,843	8,843	8,843	8,843	8,843	8,843	8,843
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他												
	(2) 営 業 外 収 益	300,409	5,170	17,717	17,114	16,374	15,187	14,442	13,762	13,571	261	86	37
	ア 他 会 計 繰 入 金	114,375	5,170	17,717	17,114	16,374	15,187	14,442	13,762	13,571	261	86	37
	イ そ の 他	186,034											
	2 総 費 用 (D)	180,244	35,641	35,055	34,452	33,837	33,265	33,010	32,417	32,226	32,125	32,057	32,008
	(1) 営 業 費 用	176,005	31,971	31,971	31,971	31,971	31,971	31,971	31,971	31,971	31,971	31,971	31,971
ア 職 員 給 与 費													
ウ ち 退 職 手 当													
イ そ の 他	176,005	31,971	31,971	31,971	31,971	31,971	31,971	31,971	31,971	31,971	31,971	31,971	
(2) 営 業 外 費 用	4,239	3,670	3,084	2,481	1,866	1,294	1,039	446	255	154	86	37	
ア 支 払 利 息	4,239	3,670	3,084	2,481	1,866	1,294	1,039	446	255	154	86	37	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	128,607	△ 21,877	△ 8,495	△ 8,495	△ 8,620	△ 9,235	△ 9,725	△ 9,812	△ 9,812	△ 23,021	△ 23,128	△ 23,128	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	22,477	86,244	104,330	30,966	31,060	27,098	26,760	20,810	16,048	27,345	26,316	25,196
	(1) 地 方 債 償 還 金												
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	20,713	86,090	104,176	30,812	30,906	26,944	26,606	20,656	15,894	27,191	26,162	25,042
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他	1,764	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154
	2 資 本 的 支 出 (G)	20,713	194,739	95,835	22,471	22,440	17,863	17,035	10,998	6,236	4,324	3,188	2,068
(1) 建 設 改 良 費		173,457	73,967										
ウ ち 職 員 給 与 費													
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	20,713	21,282	21,868	22,471	22,440	17,863	17,035	10,998	6,236	4,324	3,188	2,068	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	1,764	△ 108,495	8,495	8,495	8,620	9,235	9,725	9,812	9,812	23,021	23,128	23,128	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	130,371	△ 130,372											
積 立 金 (K)													
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	301	301	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)		△ 130,371											
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	130,672	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	130,371												
実 質 収 支 黒 字 (P)	301	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	153.7	24.2	46.7	45.6	44.8	47.0	46.5	52.1	58.3	25.0	25.3	26.1	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	8,442	8,594	8,843	8,843	8,843	8,843	8,843	8,843	8,843	8,843	8,843	8,843	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (T)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	149,773	128,491	106,623	84,152	61,712	43,849	26,814	15,816	9,580	5,256	2,068		

○他会計繰入金 (単位:千円)

区 分		年 度											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見)	本年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収益的収支分		114,375	5,170	17,717	17,114	16,374	15,187	14,442	13,762	13,571	261	86	37
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	77,093	5,170	17,717	17,114	16,374	15,187	14,442	13,762	13,571	261	86	37
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	37,282											
資本的収支分		20,713	86,090	104,176	30,812	30,906	26,944	26,606	20,656	15,894	27,191	26,162	25,042
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	20,713	86,090	91,573	22,440	17,863	17,035	10,998	6,236	4,324	3,188	2,068	602
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	0		12,603	8,372	13,043	9,909	15,608	14,420	11,570	24,003	24,094	24,440
合 計		135,088	91,260	121,893	47,926	47,280	42,131	41,048	34,418	29,465	27,452	26,248	25,079

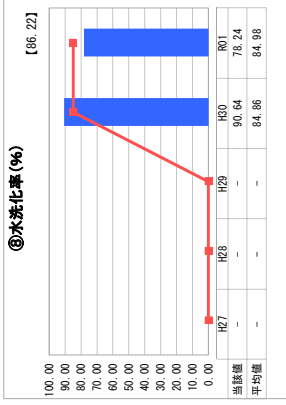
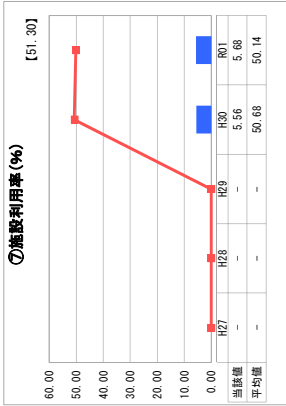
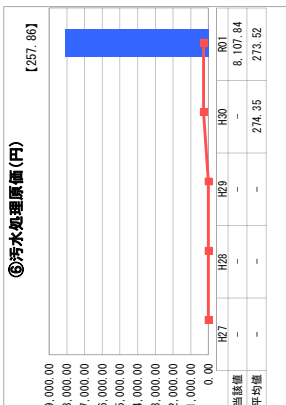
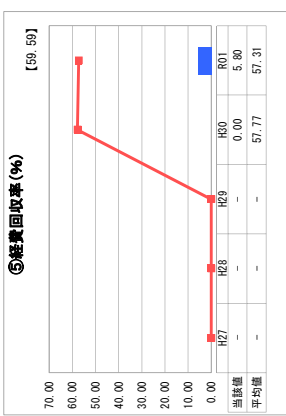
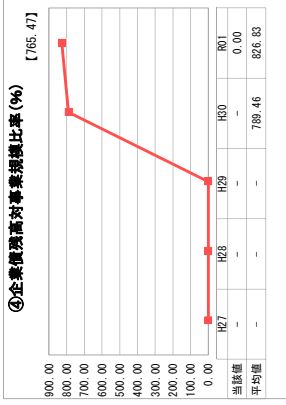
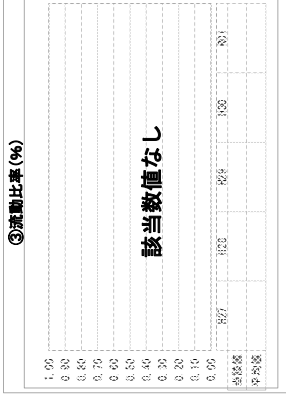
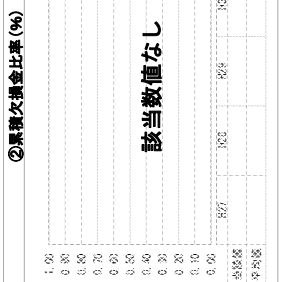
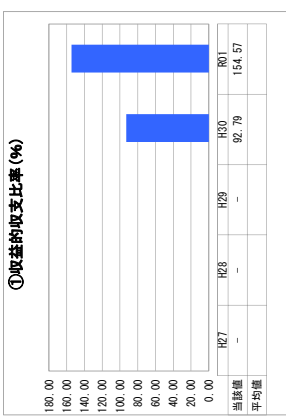
経営比較分析表 (令和元年度決算)

福島県 飯館村

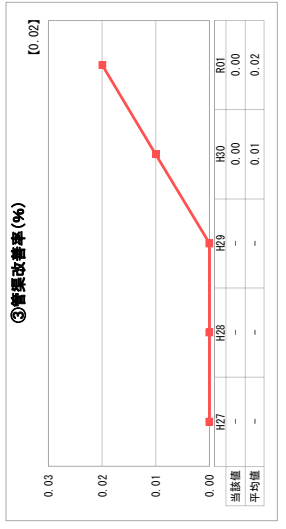
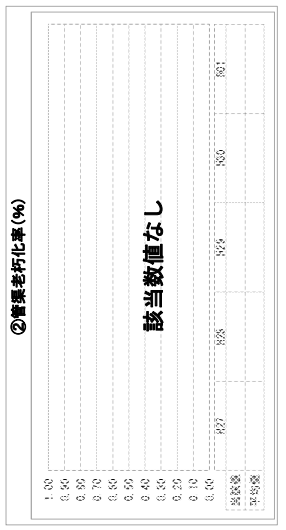
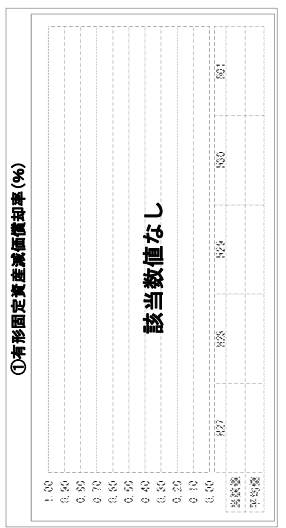
業務名	業務種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
法非通用	下水道事業	産業集落排水	F2	非設置	5,467	230.13	23.76
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金 (円)	処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
-	該当数値なし	27.44	126.88	4,400	1,480	1.53	967.32

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 令和元年度より集落排水使用料を徴収しているが、施設の維持費や災害復旧工事費等の大半は一般会計繰入金や交付金等に頼っている状況である。
 ①収益的収支比率について、赤字に陥っている。集落排水管線の災害復旧工事を次年度に繰り越し、元年度決算統計に反映されていないが、それに係る交付金は元年度の決算統計に反映されているためである。
 ②経費回収率 ⑥汚水処理原価について、汚水処理費は低く、汚水処理原価は高くなってしまっている。
 ③施設利用率について、避難指示が解除されたものの、避難住民が少ないことから、処理水量が避難前に比べ少ないので施設利用率は低い。
 ④水洗化率について、昨年度と比べると集落排水を使用していた住宅の解体が進んだため、集積率は下がっている。

避難指示が解除され徐々に住民帰還が進んでいるものの、集落排水利用者の減少は著しく、将来的にも避難以前の集落排水使用個数の確保は困難であるため、運転管理の見直し、経費削減及び使用料改定等を検討する必要がある。

2. 老朽化の状況について
 施設は2か所あり、それぞれ平成10年度建設及び平成13年度建設と建設から20年が経過しようとしている。
 平成29年から30年度の間に福島再生加速化交付金を活用し、水処理機器、脱臭施設の更新工事を実施した。
 施設については、令和元年度から東日本大震災による被災箇所等の災害復旧事業を進めており、令和3年度に完了予定である。

全体総括
 施設の更新が完了し、令和3年度に管線の更新が完了する見込みであるため、大規模修繕に係る経費は生じないと考えられる。
 今後は運転管理の見直し、経費削減及び使用料改定等を検討する必要がある。

※ 法通企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。